

弁護士会はいかに 社会に貢献しているか

弁護士会の社会貢献について考えたことがあるでしょうか。

未曾有の災害であった東日本大震災の被災者の方々が抱える多くの法律問題に関して、各弁護士会は、無料法律相談、社会提言など迅速かつ積極的な活動を行ってきました。無料法律相談にボランティアで参加された方、義援金に協力された方など、直接的な形でこの社会貢献にかかわった会員も多いのではないのでしょうか。

しかしながら、日本弁護士連合会、東京弁護士会が行っている社会貢献は、このような非常時に行われるものばかりではありません。日本の各弁護士会は、長きにわたり地道な努力で社会貢献を積み重ねてきました。

今回は、弁護士会の社会貢献を特集として取り

上げました。日本弁護士連合会宇都宮健児会長、東京弁護士会竹之内明会長及び東京弁護士会において都市型公設事務所の立ち上げに尽力された石田武臣会員に寄稿いただきました。会員が毎月納めている会費、特別会費がどのように社会貢献に利用されているのか。また、会員がボランティア、あるいは低廉な報酬で行っている公益活動がどのような社会貢献の一端であるのか、改めて見直してみたいかがでしょうか。

(富田 寛之、西岡 毅)

CONTENTS

- 弁護士会が行う社会貢献活動について
- 東京弁護士会における社会貢献
- 弁護士過疎・偏在地域の解消の取り組み

弁護士会が行う社会貢献活動について

日本弁護士連合会会長 宇都宮 健児 (23期)



1 東日本大震災・原発事故による被災者支援活動

2011年3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0というわが国観測史上最大の東日本大震災が発生した。東日本大震災は、地震、津波に加えて原発事故により、広範囲かつ深刻な被害をもたらした。

警察庁のまとめによれば、死亡者・行方不明者は2万3000人を超え、震災発生より3ヶ月近くが経つのに避難所に避難している被災者は9万人を超えている(6月8日現在)。

日弁連は、震災当日に対策本部を立ち上げ、会員から義捐金を募り、3月23日より東京三会と日本司法支援センター(法テラス)と協力して被災者を対象

とする無料電話相談を開始するとともに、被災地の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）などと協力して避難所での無料法律相談を実施してきている。

4月29日から5月1日にかけては、仙台弁護士会の要請を受けて、仙台弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）と協力して、宮城県内の避難所など95か所において無料法律相談を実施した。この無料法律相談には、13の弁護士会から延べ305名の弁護士が参加し、3日間で約1000件の相談を受け付けた。

震災にともなう法律相談研修会には、連日多くの弁護士が参加し、1000名近くの受講者が参加し、弁護士会館の講堂クレオが満杯になった研修会もあった。

これまでの電話相談や避難所での法律相談で、約1万7000件に上る相談を受け付けてきている（6月9日現在）が、これらの相談の中から浮き彫りになった問題を解決するために日弁連は積極的な立法・政策提言を行ってきている。

特に、「東日本大震災で生じた二重ローン問題等の不合理な債務からの解放についての提言～平成の徳政令～」は、マスコミ等でも大変な反響を呼び、政府や各政党でも関心が持たれ、国会において実現に向けた動きが出てきている。

また、原発事故の被害者救済やエネルギー政策の転換に関する日弁連の提言も大きな反響を呼び、関心を持たれてきている。

2011年度日弁連執行部は、東日本大震災・原発事故の被災者支援活動を今年度の最重要課題の一つと位置づけ、全力を上げて取り組む方針であるが、東日本大震災・原発事故による被災者支援活動は弁護士が行う社会貢献活動の典型といってもよいと思う。

2 少年・刑事財政基金、法律援助基金のための特別会費の徴収

2011年2月9日に開催された日弁連臨時総会においては、少年・刑事財政基金のための特別会費を月額3100円から月額4200円に増額し、7つの法律援助事業（犯罪被害者、難民、外国人、子ども、精神障がい者、心神喪失者、高齢者・障がい者・ホームレス等法律援助事業）のために新たに法律援助基金を創設して月額1300円の特別会費を徴収する議案が圧倒的多数で承認された。

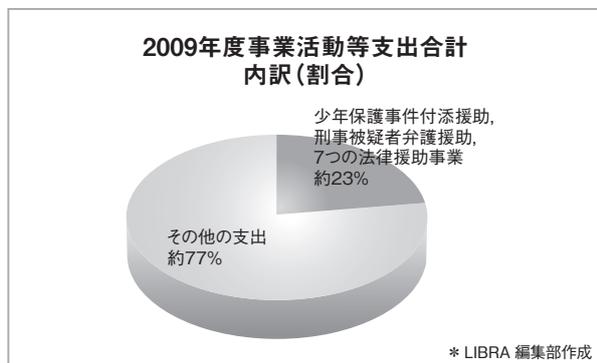
	従 来	日弁連臨時総会にて承認（2011.2.9開催）
少年・刑事財政基金	月額3,100円	月額4,200円
法律援助基金	なし	月額1,300円

* LIBRA 編集部作成

日弁連は、国選付添人制度及び被疑者国選弁護制度が全ての身体拘束事件に拡大されるまでの間、刑事被疑者弁護援助制度、少年保護事件付添援助制度、当番弁護士制度及び当番付添人制度を支えるための少年・刑事財政基金を創設し運営してきたが、現状では財源が枯渇し、制度維持が困難となったため、特別会費の増額をしたものである。

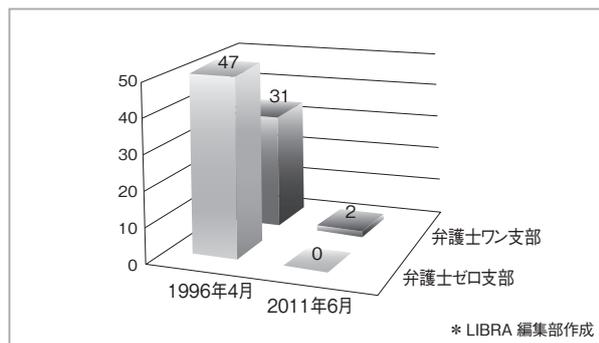
また、7つの法律援助事業は、国選制度や民事法律扶助制度が適用されていない事案について、人権救済の観点から弁護士費用の援助を行うものであり、極めて公益性の高い事業といえる。少年・刑事財政基金、法律援助基金の特別会費の月額合計は5500円となるが、特別会費の年間合計額は6万6000円、日弁連の会員数3万人として年間総合計額は19億8000万円に上る。なお、現在、日本司法支援センター（法テラス）に委託して行っている少年保護事件

付添援助，刑事被疑者弁護援助，7つの法律援助事業に関する2009年度の支出合計は14億7772万円（委託事務費・システム等経費を含む）となっており，日弁連の事業活動の支出の約23%を占めている。



3 弁護士過疎・偏在問題の取り組み

日弁連は，弁護士過疎・偏在問題の解決を目指して，1996年5月の定期総会で「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」を採択し，地方裁判所の支部管内に弁護士が0～1人しかない「弁護士ゼロワン支部」の解消を目指した取り組みを行ってきた。1999年には日弁連ひまわり基金を創設，2000年より全弁護士から特別会費を徴収してひまわり基金法律事務所（公設事務所）の設置，弁護士過疎地域の法律相談センターの援助等を



行ってきた。この結果，1996年4月時点で47か所あった「弁護士ゼロ支部」は無くなり，31か所あった「弁護士ワン支部」も2か所を残すのみとなっている（2011年6月1日現在）。

ひまわり基金特別会計の2009年度援助額は約3億8500万円となっており，2000年度から2009年度の累計援助額は約28億円に上っている。

4 各種委員会活動と 公的機関への専門委員の推薦

日弁連は，様々な人権課題について，人権擁護委員会，高齢者・障害者の権利に関する委員会，両性の平等に関する委員会，子どもの権利委員会，公害対策・環境保全委員会，消費者問題対策委員会，貧困問題対策本部，取調べの可視化実現本部など約120の委員会・対策本部・ワーキンググループ等を設置し，調査研究，人権侵害を行った公的機関・団体等への警告・勧告，シンポジウムの開催，立法・政策提言などの活動を行ってきた。

また，日弁連は，最高裁，各省庁，独立行政法人等から要請を受けて弁護士会員を推薦し，弁護士の専門性を生かした社会貢献を行っている。

5 世界の弁護士会の中でも、 ずば抜けている 日本の弁護士会の社会貢献活動

私は，昨年7月27日，28日マレーシアのクアラルンプールで開催されたアジア弁護士会会長会議（POLA）に出席した。この会議で，アジア各国の

法律扶助制度が話題となったことがあった。私は、この時、日本の法律扶助制度がまだまだ不十分であるので、日弁連は会員から集めた会費の中から年間16～17億円を日本司法支援センター（法テラス）に委託して法律援助事業を行っている」と説明したところ、アジア各国の会長は、日弁連の援助金額の大きさに驚嘆の声を上げた。

また、私は、日弁連消費者問題対策委員会の調査団の一員として、ヨーロッパにおける消費者破産や消費者金融の状況の調査のためにドイツ、フランスに調査に行ったことがあるが、その時、ドイツやフランスの弁護士から、「どうして日本の弁護士は多重債務者の救済活動をそんなに熱心にやっているのか。多重債務者の救済は、本来、国や自治体など行政がやるべきことではないか」といわれたことがある。

消費者破産や消費者金融の調査には、ヨーロッパのみならずアメリカや韓国にも調査に行ったことがあるが、日本の弁護士・弁護士会ほど熱心に多重債務者の救済活動を行い、消費者破産法の改正運動や出資法の上限金利引き下げをはじめとする貸金業法改正運動などの立法活動を積極的に行っている弁護士会は、外国には存在しなかった。日本の弁護士会の社会貢献活動は、世界でも誇れる活動であると思っている。

6 弁護士会の社会貢献活動の根拠

日弁連や弁護士会が、東日本大震災・原発事故による被災者支援活動、社会的・経済的弱者に対する法律援助事業、弁護士過疎・偏在問題の取り組み、各種委員会活動などの社会貢献活動を行う根拠はどこにあるのだろうか。

弁護士法31条1項は、弁護士会の目的について「弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」と定めている。

また、弁護士法45条2項は、日弁連の目的について、「日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事項を行うことを目的とする。」と定めている。

日弁連の目的は、弁護士法31条の定める弁護士会の目的とほぼ同じであり、異なるのは、全国の弁護士会に対する指導、連絡及び監督に関する事項が追加されている点である。

弁護士会や日弁連の目的に関する規定については、大きく分けて二つの考え方が対立するといわれている（『条解弁護士法（第4版）』日本弁護士連合会調査室編著、弘文堂）。

一つは、日弁連や弁護士会は、弁護士及び弁護士法人に対する指導、連絡及び監督に関する事務に限って目的となし得るものであり、日弁連の指導、連絡及び監督も、弁護士及び弁護士法人の「品位保持」と「弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩」に関する事項に限定されるとするものである。そして弁護士法1条に定める基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命は、あくまで個々の弁護士及び弁護士法人の使命であって、日弁連や弁護士会はそれをサポートするものであるとする。この考え方は条文の表現を忠実かつ限定的に解釈するものであるといえよう。

これに対し、弁護士法1条に定める使命は個々の弁護士及び弁護士法人の職務活動によってのみでは達成することが困難であり、弁護士及び弁護士法人の総力を結集して初めて達成が可能であるから、日弁連や弁護士会は個々の弁護士及び弁護士法人の職務に必要な助言を与えると共に、より困難・重要な問題については、日弁連や弁護士会が独自に積極的な活動をなし得るものとする考え方である。日弁連会則2条が「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」と規定し、更に会則74条は人権擁護委員会と司法制度調査会を常置の委員会としていることもこのような考え方に基づくものであると考えられる。

思うに前者の考え方は、表現に素直ではあるものの、弁護士法1条の目的の実現、日弁連や弁護士会の現実の諸活動の必要性を顧みないものというべきである。従って、後者の考え方に立って、日弁連の目的を解釈するのが相当であるといえる。また、日弁連や全国の弁護士会のこれまでの活動の実績を考えれば、当然に後者の考え方となるものと考ええる。

これらの理由に加えて、現行弁護士法は、弁護士法1条に定める基本的人権の擁護と社会正義の実

現という弁護士の使命実現の制度的保障として、弁護士会に高度の自治権を与えている。すなわち、①弁護士・弁護士会は行政機関からの監督を受けず、また裁判所、検察庁からも独立したものになっている。②弁護士の資格審査及び懲戒は、所属弁護士会及び日弁連が行うことになっている。③全国的な弁護士団体として、日弁連の設置が義務づけられ、弁護士及び弁護士会がその会員となるものとされている。

このような弁護士自治は、ひいては国民から付託されたものであるといえる。したがって、弁護士・弁護士会は、監督官庁を持たないが、市民・国民の目線が弁護士・弁護士会を監督する役割を果たしているといえる。そして、市民・国民の信頼を獲得してこそ、弁護士自治は維持され強固になっていくものと考えられる。

市民・国民の信頼を獲得し弁護士自治を守るためにも、さまざまな社会貢献活動は、弁護士会が積極的に取り組むべき活動といえる。

今後、日弁連や弁護士会の社会貢献活動は益々拡大し、活発になっていくものと思われるし、またそうしなければならぬと思う。

東京弁護士会における社会貢献

東京弁護士会会長 竹之内 明 (31 期)



I はじめに

弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定め、同条2項は、「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」としている。

当会としても、基本的人権の擁護等の社会貢献に関わる活動は、多くの会員の努力により、委員会活動を中心として、多岐にわたってなされているところ

である。その取組みは、弁護士の社会的使命を果たし、弁護士に対する社会的信頼に添えていくために極めて重要な意義を有している。

本稿では、その意義を確認するため、あらためて当会の社会貢献に対する取組みを整理する。

なお、当会の活動のうち「社会貢献」と評価できるものは下記のほかにも多数存在するが、ここではその一例を示すものとご理解いただきたい。

II 日常的な取組み

1 社会的提言の発信

当会では、法律案などの司法制度の改革案や、様々な人権問題について、当会の調査や研究の成果に基づき、会長声明や意見書という形で社会に向けた提言を発信している。

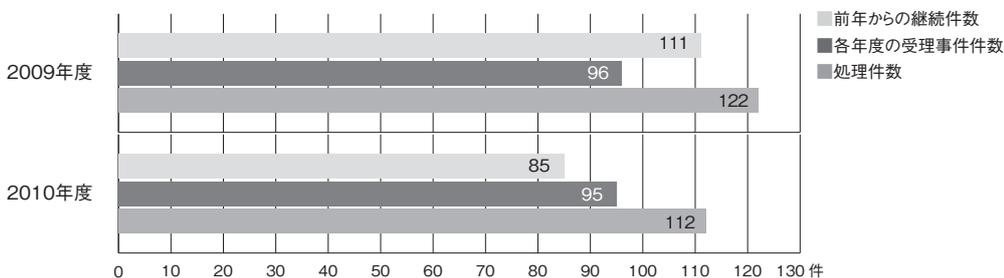
例えば、本年度でいえば、司法制度に関するものとして、「検察の在り方検討会議の提言を受けての会長声明」(2011年4月11日)等があり、人権問題に関するものとして、「『布川事件』無罪判決に関する会長声明」(2011年5月24日)等がある。

会長声明 2011 年度

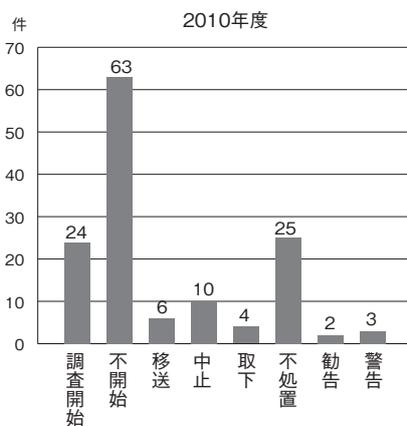
- 裁判員裁判無罪判決に対する高裁破棄自判に関する会長声明 (2011年4月6日)
- 検察の在り方検討会議の提言を受けての会長声明 (2011年4月11日)
- 東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明 (2011年4月11日)
- 死刑確定者の実名および肖像写真を掲載した写真雑誌に対する会長声明 (2011年5月16日)
- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案について慎重審議を求める会長声明 (2011年5月23日)
- 「法曹の養成に関するフォーラム」の議事の公開を求める会長声明 (2011年5月23日)
- 「布川事件」無罪判決に関する会長声明 (2011年5月24日)
- 外出する受刑者に位置把握装置の装着等を義務付ける刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則改正に反対する会長声明 (2011年5月24日)
- 東京都における国旗国歌強制に対する最高裁判決に関する声明 (2011年6月14日)
- JR不採用問題の全面解決と政治合意の履行を求める会長声明 (2011年6月20日)
- 国民生活センターの消費者庁への統合に対する会長声明 (2011年6月28日)

人権救済申立事件

事件処理状況



処理事件内訳



* LIBRA 編集部作成

2 人権救済制度

当会では、人権を侵害されたとの申立てに基づき、事実関係を調査し、人権侵害状況が認められる場合には、加害者に対し、警告等を行っている。警告等をなす場合には、加害者に対して警告等の文書を交付するほか、記者会見や当会ホームページへの警告等文書の公表をしている。

人権救済申立事件の調査等は、一般事件については人権擁護委員会が担当し、子どもの事件については子どもの人権救済センターが担当している。

3 刑事・少年事件への取組み

当会は、無料で被疑者や少年に弁護士が接見を行う当番弁護士制度、少年当番弁護士制度を設け

ている。また、国選弁護士制度や国選付添人制度では推薦事務等を担っている。これらの活動を通じて、刑事事件、少年事件における弁護士等の援助を受ける権利の拡充に寄与している。

また、犯罪被害者支援センターを設け、犯罪被害者に対する支援も行っている。

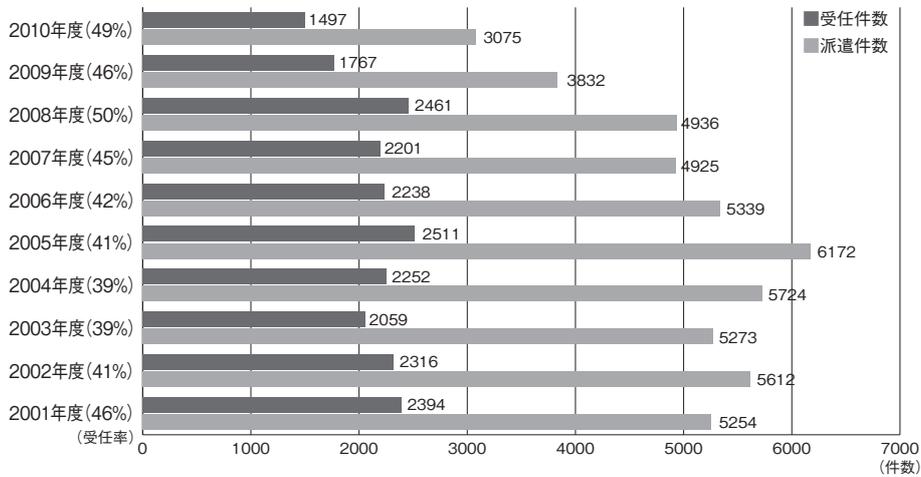
4 公設事務所の支援

当会は、公設事務所運営基金を設け、都市型公設事務所に対し、開設費用の負担及び運営費の貸付などの支援を行っている。

都市型公設事務所の目的は、過疎地公設事務所への弁護士派遣、刑事弁護体制の充実・強化、地域の法的需要への対応、弁護士から裁判官・検察官への任官推進、判事補・検察官の他職経験希望

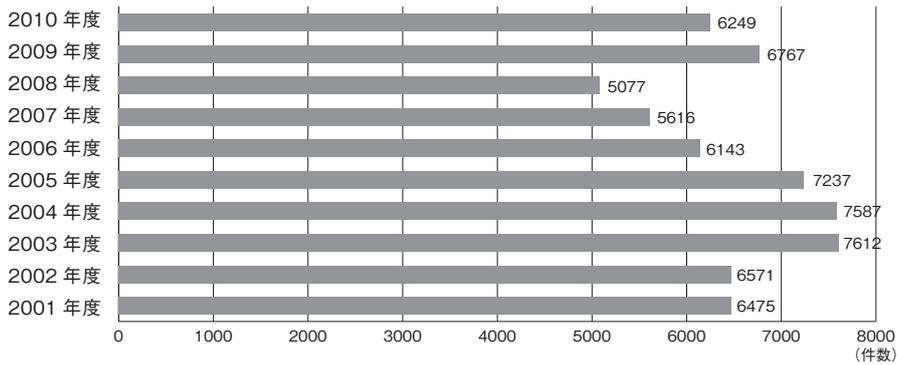
当番弁護士の運営

当番弁護士の派遣件数(多摩支部含)及び受任件数・受任率



国選弁護の運営

国選弁護人選任件数

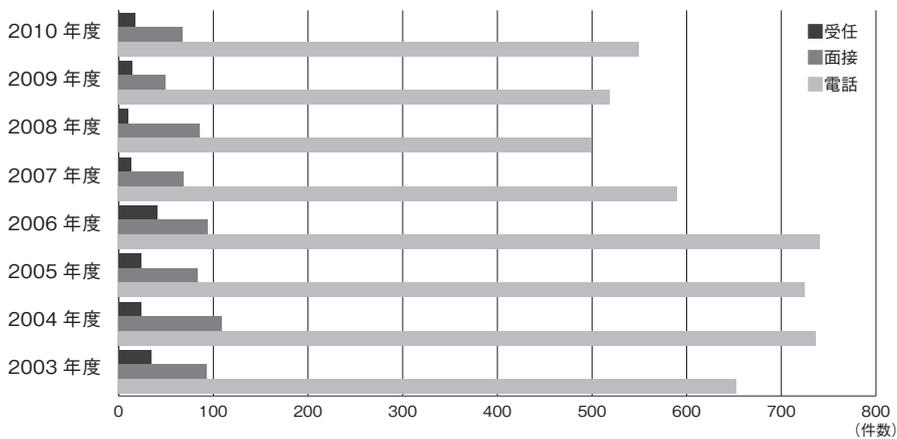


(2006年度以降は、被疑者国選のレコードに被告人国選のレコードが上書きされており、システム上では純粋な被疑者国選の数が不明である。被告人国選事件は、2003年度がピークであり、毎年減少している。)

犯罪被害者支援センターの運営

サポート相談の電話・面接・受任件数

※受任は扶助案件も含む



* LIBRA 編集部作成

東京弁護士会人権賞 歴代受賞者一覧

*敬称略

第1回 (1986年度)

- 幼い難民を考える会
- 春陽会
- 尾崎 陞(弁護士 1994年逝去)
- 越山 康(弁護士 2009年逝去)

第2回 (1987年度)

- 日本国際ボランティアセンター (JVC)
- 兼松左知子
- 渡辺良夫(弁護士)

第3回 (1988年度)

- シャプラニール=市民による海外協力の会
- 鈴木則子と中国帰国者の会
- 八杉晴実(学習塾経営 1990年逝去)

第4回 (1989年度)

- 故・久保田洋(国連人権担当官 1989年ナミビアにて殉職)
- 広岡知彦(財)青少年と共に歩む会常務理事 1995年逝去)
- 女性の家 HELP(日本キリスト教婦人矯風会)

第5回 (1990年度)

- 北浦雅子(全国重症心身障害児(者)を守る会代表)
- 野村かつ子(海外市民活動情報センター代表)
- 社会福祉法人 基督教児童福祉会・国際精神里親運動部

第6回 (1991年度)

- 後藤昌次郎(弁護士)
- 在日韓国人問題研究所

第7回 (1992年度)

- 高橋 實/高橋次子
- 戸塚悦朗(弁護士)
- アジア女子労働者交流センター

第8回 (1993年度)

- 高野雅夫
- 故・梶原和夫(弁護士 1992年逝去)

第9回 (1994年度)

- ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY
- 近藤恒夫

第10回 (1995年度)

- パレスチナ子どものキャンペーン
- マリエッタ吉田

第11回 (1996年度)

- 豊田 誠(弁護士)
- すべての外国人に医療保障を！連絡会

第12回 (1997年度)

- 平沢保治

第13回 (1998年度)

- 石川左門
- 野沢克哉(東京都職員)

第14回 (1999年度)

- AMDA国際医療情報センター
- 全国市民オンブズマン連絡会議

第15回 (2000年度)

- 三輪照峰(地福寺住職「世界ハンセン病友の会」代表)
- 特定非営利活動法人「アジア友好の家(FAH)」(The Friendly Asians Home)

第16回 (2001年度)

- 故・小笠原 登(1970年逝去)
- 小山道夫(ベトナムの「子どもの家」を支える会 ベトナム事務所長)

第17回 (2002年度)

- 故・阿波根 昌鴻(2002年逝去)
- NPO法人 監獄人権センター
- 水谷 修

第18回 (2003年度)

- KAPATIRAN(カパティラン)
- 田中 宏
- NPO法人 日本子孫基金(現:NPO法人 食品と暮らしの安全基金)

第19回 (2004年度)

- 世界の子どもと手をつなぐ学生の会
- 大気汚染測定運動東京連絡会

第20回 (2005年度)

- 特定非営利活動法人 難民支援協会
- 横浜事件第三次再審請求弁護団

第21回 (2006年度)

- 救援連絡センター
- 特定非営利活動法人 JFCネットワーク
- 大谷藤郎

第22回 (2007年度)

- 特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会

第23回 (2008年度)

- カネミ油症被害者支援センター
- 特定非営利活動法人 北朝鮮難民救援基金

第24回 (2009年度)

- 特定非営利活動法人 山友会
- 西 順司
- 一般社団法人 日本いのちの電話連盟

第25回 (2010年度)

- 牛久入管収容所問題を考える会
- 有限会社 ビッグイシュー日本

者の受入、ロースクールの臨床教育への支援、日本司法支援センター常勤弁護士の養成など、多岐にわたる。

これまで当会が支援を行っている公設事務所は、東京パブリック法律事務所（2002年開設・池袋）、北千住パブリック法律事務所（2004年開設・北千住）、渋谷パブリック法律事務所（2004年開設・渋谷）、多摩パブリック法律事務所（2008年開設・立川）の4つである。これらの公設事務所では、それぞれの特色を生かしながら、さまざまな活動を積極的に展開し、全国の都市型公設事務所のモデルとなっている。

5 東京弁護士会人権賞

当会は、1986年から、東京弁護士会人権賞（略称「東弁人権賞」）を制定し、人権擁護活動に尽力されてきた方々を毎年表彰してきた。

人権は、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（憲法12条）ものであり、多くの人々のたゆみない努力によって、擁護され発展し、定着していくものである。当会はこうした責務を自覚し、人権擁護活動に地道な努力をつみ重ねてこられた方々を表彰している。

6 東京弁護士会育英財団

1957年に発足した東京弁護士会育英財団は、学術優秀でありながら経済的な理由により就学が困難な学生に対し奨学金を貸与している。現在までに貸与した奨学生は153名を数える。奨学生は定期的に募集している。

東京弁護士会育英財団による奨学金 (月額)

奨学金資格者	自宅通学者	自宅外通学者
高校生	15,000円	20,000円
大学生	35,000円	50,000円
法科大学院生	50,000円	70,000円

* LIBRA 編集部作成

7 様々な法教育への取組み

学生や一般市民を対象に様々な法律問題について無料で講義をしたり情報提供したりする、いわゆる法教育も、社会貢献の1つである。当会では、次のような様々な法教育に取り組んでいる。

(1) 法教育プログラム

当会の法教育センターでは、小学5年生から高校3年生までを対象に、裁判システムの理解だけにとどまらず法律の存在価値を発見できるような様々な企画を実施している。主な企画としては、学校に弁護士を派遣して生徒や児童に模擬裁判を実演してもらう「模擬裁判」や、特定の社会問題を採り上げたシナリオに基づいて生徒や児童にディスカッションをしながらルール作りをしてもらい民主主義の過程を学んでもらう「ルール作り」などがある。

(2) 消費者教育講座

当会の消費者委員会では、若者の消費者被害が様々な形で発生していることを踏まえて、弁護士を無料で高校に派遣して「消費者教育講座」を実施している。この講座では、身近に起きる消費者被害の実例をあげて、生徒の消費者問題に対する意識の向上を図るとともに、基礎的な法知識、紛争の予防や解決法を学んでいただいている。

(3) 憲法出前講座

当会の憲法問題対策センターでは、弁護士を中・高校に無料で派遣し、憲法の役割・性質を踏まえた上で、判例を生み出すに至った具体的事例も紹介しながら、ダイナミックな憲法の基本思想・基本原理を体感していただく講義をしている。

(4) ハンセン病問題人権教育プログラム

東京三弁護士会ハンセン病問題協議会では、ハンセン病であった方と弁護士を無料で学校に派遣し、ハンセン病であった方の自らの体験や、人権課題に取り組む弁護士の活動などを報告し、差別や人権について生徒と一緒に考える授業を行っている。

(5) 裁判員制度に関する講師派遣

当会の裁判員制度センターでは、中・高校、地方公共団体、一般企業、地域の自治会などに対し、無料で裁判員制度に関する講師派遣を行っている。

(6) 刑事裁判傍聴会

当会では、市民の方から団体（10名～25名）での申し込みに応えて、無料で刑事裁判傍聴会を開催している。刑事裁判傍聴会では、まず弁護士が刑事裁判の手続きをわかりやすく説明し、その後、実際の裁判を傍聴し、傍聴後に弁護士が参加者からの質問にお答えしている。

Ⅲ 東日本大震災復興支援プロジェクト

未曾有の大災害となった東日本大震災とその後の原発事故では、多くの被災者が避難所生活となり、様々な側面からの支援を必要とする状況になった。これに対して、当会は、東京三会で「東京三弁護士会東日本大震災復興旧・復興本部」を設置したほか、当会内にも「東日本大震災復興支援対策本部」を置き、法テラスとも連携しながら下記のように復興支援に取り組んできた。

1 相談活動**(1) 都内避難所における相談**

東京三会では、過去の震災の教訓を踏まえた研修会を実施し、都内に設けられた避難所（東京武道館、東京ビッグサイト、旧赤坂プリンスホテル施設、その

他の都内避難所）で、生活支援、復興支援、銀行取引、各種ローンの取扱その他被災者が直面している法律問題に関する各種相談を実施した。また、避難所の閉鎖後も、自治体と連携を図りながら、都内におられる多くの被災者の支援活動にあたっている。

(2) 被災地における相談

東京三会では、4月11日の福島県郡山市への弁護士派遣を皮切りに、現地の弁護士会と調整しながら、福島県、宮城県、岩手県の被災地へも弁護士を派遣し、法律相談を実施してきた。

(3) 法律相談センターにおける無料法律相談

東京武道館や東京ビッグサイトなどの避難所が閉鎖された後も、都内の他の避難所や都営住宅等において長期避難生活を余儀なくされている避難者の

方々を主な対象として、霞が関法律相談センターや立川法律相談センターで震災に伴う無料法律相談を実施している。

(4) 電話相談

日弁連、東京三会、法テラスの共催で「東日本大震災電話相談」を設けたほか、日弁連、東京三会、関弁連の共催で「外国人のための東日本大震災電話相談」を設置し、被災者からの電話相談にあたってきた。さらに、6月24日には、日弁連と東京三会の共催で、「雇用と生活問題ホットライン」として電話相談を行った。

2 学習支援

旧赤坂プリンスホテル施設では、当会の弁護士を無料で派遣し、避難している児童を対象とした学習支援を行った。

3 研修会の実施、情報提供

生活再建支援制度や生活保護法といった被災者に対する相談活動に必要な知識を習得するための研修を、東京三会の共催等の形で、複数回実施し、多くの会員の参加を得た。

また、東京三会では、郡山、いわき、相馬への弁護士派遣のために、福島県内のニュースをメールで発信する情報提供チームがほぼ毎日情報提供して、担当弁護士が日々変わる情報に対応できるようにした。

4 義援金

当会では、震災直後から義援金を募り、多くの会員から義援金をいただいた。その義援金は、被災した地元弁護士会に送られたほか、被災した高校生を対象とした特別義援金支給にも充てられることになっている。

弁護士過疎・偏在地域の解消の取り組み

会員 石田 武臣 (20期)

マスコミの方々から、「戦後の日本の弁護士会の二大ヒット商品」と呼ばれているものがある。その1つは「当番弁護士制度」であり、もう1つは「ひまわり公設事務所制度」である。（「商品」といわれると、少しくビを傾げたくなるが、その点は措くでしょう。）

ここでは、その1つ、「ひまわり公設事務所」と弁護士過疎・偏在地域の解消の取り組みが、「市民のための司法」の実現のために果たしてきた大きな役割りについて見てみたい。

1 身近かに弁護士がいない ＝力の強い者勝ちの無法社会

身近かに相談できる弁護士がいない、困った問題の解決を依頼することができる弁護士がいない（その結果、弁護士に相談しようとか、相談したら何とかなるかも知れないという考えすら出てこない）社会では、何が法的に正当かではなく、権力のある者、資力財力がある者の意向がまかり通り、社会的経済的弱者が泣き寝入りせざるを得ない「無法地帯」とならざるを得ない。

弁護士・弁護士会が、どんなに「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を述べていても、困り果てている一般の市民にとって、身近かに相談できる弁護士が実際に1人もいないのであれば、それは絵空事にしかすぎない。

また、たとえ弁護士が相当数いる中堅地方都市部や、大都市部でも、経済的困窮や社会的諸要因から弁護士に相談できない状態におかれているのであれば、その人にとっては「弁護士がいない」のと同じことである。

「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」社会に向かって進んでいくためには、「相談できる弁護士がいない」状態をなくし、「どこでも、いつでも、誰でも」が、困った問題について弁護士に相談できる体制をつくる必要があり、その体制をつくっていくことは、弁護士・弁護士会が市民社会に対して果たすべき基本的な社会貢献であり、責務というべきものといえる。

2 裁判所の支部はあっても弁護士がいない 「ゼロ地域」が47ヶ所、 弁護士が1人しかいない 「ワン地域」が31ヶ所もあった

1996年の日弁連・名古屋宣言の当時、全国の裁判所の支部（地裁・家裁の支部）のうち、弁護士ゼロ支部が47ヶ所、ワン支部が31ヶ所もあることが明らかにされ、「弁護士過疎地」の解消に向けて取り組むこと、これらの弁護士過疎地に「法律相談センター」を開設し、定期的な巡回法律相談に取り組むことなどが宣言された。それに基づき各地でその取り組みが開始され、現在までに、全国に309ヶ所の「法律相談センター」（うちひまわり基金で資金援助している相談センターは143ヶ所）が開設され、「どこでも、いつでも、誰でも」が困った問題について弁護士に相談できる体制を整えるために力がつくされ、現在も、各地で努力が続けられている。

さらに弁護士が交代で派遣される巡回型の「法律相談センター」では十分ではないことから、2000年6月には、弁護士ゼロ地域の島根県浜田支部に、最初の「弁護士常駐型のひまわり公設法律事務所」が開設された。その後の11年間で105ヶ所もの「ひ

まわり公設事務所」がつくられ、地元に着して個人事務所を開設した所などを除いて、現在は75ヶ所の「ひまわり公設事務所」が全国各地で稼働している。

3 支部単位の弁護士ゼロ地域はなくなり、ワン地域も1～2年で解消

この10年間、日弁連・各単位会が力を合わせて取り組み続けてきた弁護士過疎地に「ひまわり公設事務所」を開設する運動は、地域の人々の歓迎を受けて全国に105ヶ所も大きく展開してきた。それと共に、2006年10月に業務を開始した日本司法支援センター（法テラス）が、正規の業務である司法過疎対策事業の一環として、国家資金＝税金を投入して弁護士過疎・偏在地域に常勤スタッフ弁護士を常駐させる「法テラス地域事務所」を開設する事業を開始し、この5年間で31ヶ所を開設している。

こうした日弁連のひまわり公設開設事業と、法テラスの地域事務所開設事業が合わさって、現在では、地裁・家裁の支部単位の弁護士ゼロ地域はなくなり、弁護士ワン地域も2ヶ所となり、この1～2年で解消の見込みになってきている。

その最初の第一歩の役割を果たし、また、10年余にわたって弁護士過疎・偏在地域に100ヶ所以上も法律事務所を開設して弁護士を赴任させ続け、国の予算を使った司法過疎対策の施策まで引き出す力になってきた「ひまわり公設事務所」の運動は、人々の司法へのアクセスと権利の救済、社会正義の実現のための重要な道具となっており、「戦後最大のヒット商品」の1つ、と評価されて良いのだろう。

4 それだけで良いのか・ 次のステップは何か

確かに、日弁連が全国の会員から「特別会費」の拠出を求め、全力をあげて取り組んできた「弁護士過疎の解消＝弁護士ゼロ・ワン支部の解消」の事業は、大きな成果を挙げ、支部単位の弁護士ゼロ・ワン支部解消の課題は、この1～2年で解消の見込みになり、達成できる見込みになっている。

しかし、それで、本当に「どこでも、いつでも、誰でも」が、困った問題について弁護士に相談できる体制が出来たということが出来るだろうか。

「弁護士ゼロ・ワン支部の解消」の達成は、あくまでも、地裁・家裁の支部の単位で弁護士ゼロ・ワンが解消された、というものに過ぎない。

地裁・家裁支部で、弁護士が2人か3人いたとしても、そこから1時間も2時間も離れた独立簡裁の管轄地域で人口が3～4万人もいる地域に弁護士が1人もいない地域が、全国に50～60ヶ所以上もある。また、人口が1万人未満の離島などで、独立簡裁があるのに弁護士が1人もいない地域が相当数ある。東京でも、伊豆大島や八丈島の簡裁管内には弁護士はいない。

これらの地域の人々にとっては、現在の状態は、「どこでも、いつでも、誰でも」が困った問題について弁護士に相談できる体制が出来ている、とは思えないに違いない。

また、弁護士が相当数いる大都市部・中堅都市部においても、依然として経済的理由や様々な障がいによって弁護士に助けを求められずにいる「いわゆる都市型過疎・事件過疎」の状態が続いている。あるいは、地裁・家裁の支部管内で「女性弁護士ゼロ」のところが相当数あり、セクハラ・DVの被害を女性

弁護士に相談をしたい被害者が実際には相談できないままの状態が続いている。

私たち弁護士・弁護士会が、自分たちの目線ではなく、地域の人々の「市民の目線」に立って、「弁護士ゼロ・ワンの解消」という課題を見直したとき、単に、地裁・家裁支部の単位で弁護士ゼロ・ワンが解消されたことをもって満足してはいけないことは明らかではないだろうか。

私たちは、本当に「どこでも、いつでも、誰でも」が困った問題について弁護士に相談できる体制を作っていくことを目指して次の具体的な目標を立て、弁護士会としての社会的貢献を果たしていく道筋を追及していく必要がある。

5 東京弁護士会が果たしてきた 大きな役割

わが東京弁護士会は、弁護士過疎・偏在対策の課題について、とても大きな役割を果たし続けている。

「弁護士常駐型のひまわり公設事務所」の構想は、弁護士過疎の地方都市に開設するとはいえ、1ヶ所を開設するのに500～600万円を要し、赤字運営となった場合のランニングコストの補助までを含めるならば、1ヶ所1000万円程度の資金を要する事業であり、全国に100ヶ所を展開するには、相当な資金を「基金」として用意し、集め続ける必要があった。

1999年に、そのきっかけをつくったのが、東京弁護士会の1億円の拠出であり、それを最初の基金として「ひまわり基金」が創設された。

それだけではない。

弁護士過疎・偏在の解消の課題がうまく進展する

かどうかは、どのような人がそこに赴任していくかによって、大きく左右される。事業の成功のカギは、人によって左右されると言っても過言ではない。実務の経験は浅くとも、困っている人々に寄り添い、フットワーク軽く、困難な問題にも積極果敢に取り組んでいこうというスピリットを持った新人・若手弁護士を鍛錬養成してスキルを磨き、必要とされる所に赴任してもらう必要がある。

東京弁護士会は、多くの中堅会員の献身的な新人若手の養成の尽力によって、また、会が支援する4つの都市型公設事務所での新人養成体制をつくることによって、ひまわり公設弁護士・法テラスのスタッフ弁護士として赴任を希望する新人弁護士を鍛錬養成して赴任させるシステムを適切かつ有効につくり上げてきた。それによって、多くの新人・若手弁護士を、弁護士ゼロ・ワン地域や弁護士偏在解消対象地域に送り出してきた。

この10年間に「ひまわり公設事務所」に赴任した弁護士は約150名にのぼるが、実にそのうちの36名が東京弁護士会の会員である。また、この5年間に約190名の法テラス・常勤スタッフ弁護士が各地に赴任しているが、そのうちの53名が東京弁護士会で養成を受けた会員である。

このように、東京弁護士会が、この10年余にわたって「市民のための司法」の実現のために果たしている役割と貢献度は、とても大きなものと思うが、市民の方々はもちろん、多くの東弁会員も、そのことをほとんど知らないのではないだろうか。何よりも、多くの東京弁護士会の会員が、わが会がこのような大きな社会的貢献を果たしていることを知り、誇りと自覚をもって、積極的に諸課題に取り組むことができるように、会員と市民に対する広報を工夫していく必要があると思われる。